

## 避難所施設利用に関する協定書

利根町（以下「甲」という。）と、日本ウェルネススポーツ大学（以下「乙」という。）は、災害時において、甲が乙の所有する施設を一時避難所（以下「避難所」という。）として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、町民が避難を必要とする災害が発生又は発生する恐れのある場合に、甲が乙の所有する施設を町民の避難所として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （避難所として使用する施設）

第2条 避難所として利用する施設（以下「施設」という。）は、次表に掲げる施設とする。ただし、校舎及び付帯施設、体育館及び武道場については、乙の運営を妨げない範囲とする。尚、細部についてはその都度協議する。

施設名		所在
第1校舎	校舎及び付帯施設	利根町布川1377番地
	体育館及び武道場	利根町布川1377番地
	駐車場	利根町布川1377番地
第2校舎	校舎及び付帯施設	利根町布川1649番地1
	体育館	利根町布川1649番地1
	駐車場	利根町布川1649番地1

### （避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要があるときは、前条に規定する施設を避難所として開設することができるものとする。

### （開設の通知）

第4条 甲は、前条の規定に基づき避難所を開設するときは、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 乙は、甲が施設に避難所を開設する前に町民が避難してきたことを現認した場合は、第2条に規定する施設のうち適宜な施設に収容し、所要の支援を行うとともに、甲へその旨通報するものとし、甲は、速やかに職員を派遣するものとする。

### （避難所の管理運営）

第5条 災害時に開設した避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所の状況を勘案し、運営に要する職員を適切に配置するものとする。

3 乙は、甲の避難所の管理運営に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 避難所の管理運営のための費用及び避難者によって避難所に生じた損害は、甲が負担する。

(開設期間)

第7条 避難所の開設期間は、避難所を開設した日から7日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議して延長期間を定めるものとする。

(避難所等解消への努力)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、避難所の利用を終了するときは、乙に対し文書にてその旨を通知するとともに、その施設を現状に復し、復旧した施設の状態について乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除の申し出がない限り、引き続き1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成24年8月1日

利根町長 遠山 務

日本ウェルネススポーツ大学学長 柴岡 三千夫